



平成 28 年

第 5 回市議会（定例会）

議 案

荒 尾 市

平成 2 8 年 第 5 回 荒 尾 市 議 会 (定 例 会) 議 案 目 次

議案番号	件 名	ページ
議第 6 9 号	平成 2 7 年度荒尾市一般会計歳入歳出決算の認定について	1
議第 7 0 号	平成 2 7 年度荒尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3
議第 7 1 号	平成 2 7 年度荒尾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議第 7 2 号	平成 2 7 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	7
議第 7 3 号	平成 2 7 年度荒尾市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について	9
議第 7 4 号	平成 2 7 年度荒尾市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について	11
議第 7 5 号	平成 2 7 年度荒尾市病院事業会計決算の認定について	13
議第 7 6 号	荒尾市職員の退職管理に関する条例の制定について	15
議第 7 7 号	荒尾市空家等対策審議会条例の制定について	19
議第 7 8 号	荒尾市税条例の一部改正について	23
議第 7 9 号	荒尾市国民健康保険税条例の一部改正について	31
議第 8 0 号	荒尾市景観条例の一部改正について	35
議第 8 1 号	平成 2 8 年度荒尾市一般会計補正予算 (第 4 号)	39
議第 8 2 号	平成 2 8 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	85
議第 8 3 号	平成 2 8 年度荒尾市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	99
議第 8 4 号	平成 2 8 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	111
議第 8 5 号	平成 2 8 年度荒尾市南新地土地地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)	123
議第 8 6 号	平成 2 8 年度荒尾市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	137
議第 8 7 号	有明広域行政事務組合規約の一部変更について	139
報告第 4 号	平成 2 7 年度決算に基づく荒尾市の健全化判断比率及び荒尾市公営企業の資金不足比率について	別刷り

平成27年度荒尾市一般会計歳入歳出決算
の認定について

平成27年度荒尾市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日提出

荒尾市長 山下慶一郎

平成27年度荒尾市国民健康保険特別会計
歳入歳出決算の認定について

平成27年度荒尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日提出

荒尾市長 山下慶一郎

平成27年度荒尾市介護保険特別会計歳入
歳出決算の認定について

平成27年度荒尾市介護保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日提出

荒尾市長 山下慶一郎

平成27年度荒尾市後期高齢者医療特別
会計歳入歳出決算の認定について

平成27年度荒尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日提出

荒尾市長 山下慶一郎

平成27年度荒尾市水道事業会計決算の
認定及び剰余金の処分について

平成27年度荒尾市水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。なお、未処分利益剰余金の処分については、同法第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月5日提出

荒尾市長 山下慶一郎

平成27年度荒尾市下水道事業会計決算
の認定及び剰余金の処分について

平成27年度荒尾市下水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。なお、未処分利益剰余金の処分については、同法第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月5日提出

荒尾市長 山下慶一郎

平成27年度荒尾市病院事業会計決算の
認定について

平成27年度荒尾市病院事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市職員の退職管理に関する条例の制定
について

荒尾市職員の退職管理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成28年9月5日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市職員の退職管理に関する条例

別紙添付

提案理由

地方公務員法の改正に伴い、職員の退職管理の適正を確保するための条例を制定するものである。

荒尾市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位

に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者（荒尾市立の学校に勤務する県費負担教職員にあっては、荒尾市教育委員会）に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行し、第3条の規定は、同日以後に離職した職員について適用する。

荒尾市空家等対策審議会条例の制定について

荒尾市空家等対策審議会条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 9 月 5 日 提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市空家等対策審議会条例

別紙添付

提案理由

空家等対策計画の策定及び空家等に関する対策の推進をするために必要な調査審議を行いたいからである。

荒尾市空家等対策審議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する空家等対策計画の策定及び空家等（法第2条第1項に規定する空家等をいう。以下同じ。）に関する対策の推進のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、荒尾市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 空家等対策計画の策定に関する事項
- (2) 特定空家等（法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。）に該当するか否かの判断に関する事項
- (3) 法第14条の規定に基づく特定空家等に対する措置に関する事項
- (4) その他空家等に関する対策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法務、不動産、建築等に関し識見を有する者
- (2) 地域住民を代表する者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任

する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。ただし、会長が選任される前においては、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部政策企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市税条例の一部改正について

荒尾市税条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年9月5日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市税条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市税条例の一部を改正する条例

荒尾市税条例（昭和29年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特

例適用配当等の額」という。) に対し、特例適用配当等の額 (第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 3 4 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) に 1 0 0 分の 3 の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 3 6 条の 2 第 1 項の規定による申告書 (その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書を含む。) に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき (これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。) に限り、適用する。

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 3 4 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 2 0 条の 2 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第 3 4 条の 6 から第 3 4 条の 8 まで、第 3 4 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 3 4 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 0 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 7 第 1 項前段、第 3 4 条の 8、第 3 4 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 2 0 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 0 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 3 5 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 2 0 条の 2

第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の荒尾市税条例附則第20条の2の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

荒尾市国民健康保険税条例の一部改正に
ついて

荒尾市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年9月5日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例

別紙添付

提案理由

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正 する条例

荒尾市国民健康保険税条例（昭和42年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第13項を附則第15項とし、附則第12項を附則第14項とし、附則第11項を附則第13項とし、附則第10項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第22条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主

義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第22条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の荒尾市国民健康保険税条例附則第11項及び第12項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

荒尾市景観条例の一部改正について

荒尾市景観条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年9月5日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市景観条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市景観条例の一部を改正する条例

荒尾市景観条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2条第1項第7号及び第8号」を「第2条第1項第4号及び第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 8 年度荒尾市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 2 8 年度荒尾市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 4 , 5 7 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 , 6 6 5 , 4 7 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

荒尾市長 山下慶一郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		4,069,154	63,030	4,132,184
	1 国庫負担金	3,354,644	60,103	3,414,747
	2 国庫補助金	700,787	2,927	703,714
15 県支出金		1,800,247	640	1,800,887
	2 県補助金	437,346	640	437,986
17 寄附金		5,201	3,240	8,441
	1 寄附金	5,201	3,240	8,441
18 繰入金		347,064	20	347,084
	1 特別会計繰入金	0	20	20
19 繰越金		1	109,248	109,249
	1 繰越金	1	109,248	109,249
20 諸収入		216,811	500	217,311
	6 雑入	99,397	500	99,897
21 市債		1,104,300	37,900	1,142,200
	1 市債	1,104,300	37,900	1,142,200
歳 入 合 計		20,450,901	214,578	20,665,479

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		204,771	2,363	207,134
	1 議会費	204,771	2,363	207,134
2 総務費		1,779,365	5,688	1,785,053
	1 総務管理費	1,286,243	5,688	1,291,931
3 民生費		10,064,930	7,030	10,071,960
	1 社会福祉費	4,887,532	5,890	4,893,422
	3 生活保護費	1,624,754	1,140	1,625,894
4 衛生費		2,487,312	107	2,487,419
	1 保健衛生費	484,007	107	484,114
6 農林水産業費		395,533	1,080	396,613
	1 農業費	377,119	1,080	378,199
7 商工費		316,841	240	317,081
	1 商工費	316,841	240	317,081
8 土木費		1,891,379	75,951	1,967,330
	2 道路橋梁費	732,598	35,432	768,030
	5 都市計画費	632,694	20,454	653,148
	6 住宅費	235,173	20,065	255,238
9 消防費		682,734	7,754	690,488
	1 消防費	682,734	7,754	690,488
10 教育費		902,319	12,130	914,449
	3 中学校費	93,909	4,800	98,709
	4 社会教育費	179,229	7,330	186,559
11 災害復旧費		5,200	102,235	107,435
	2 土木施設災害復旧費	4,200	102,235	106,435
歳 出 合 計		20,450,901	214,578	20,665,479

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限度額（千円）
乗合タクシー運行補助金	平成29年度 ～ 平成31年度	要綱に基づき算出 される補助金に相当 する額
財務会計システムリース料	平成29年度 ～ 平成34年度	29,971
財務会計システム保守委託料	平成29年度 ～ 平成34年度	14,390

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
低公害車導入事業	千円 3,500	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れるもの について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するもの による。 ただし、市財政の都合 により繰上償還をなし、 又は低利債に借換えす ることができる。
災害復旧	34,400			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	4,069,154	63,030	4,132,184
15 県支出金	1,800,247	640	1,800,887
17 寄附金	5,201	3,240	8,441
18 繰入金	347,064	20	347,084
19 繰越金	1	109,248	109,249
20 諸収入	216,811	500	217,311
21 市債	1,104,300	37,900	1,142,200
歳入合計	20,450,901	214,578	20,665,479

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
14	国庫支出金	4,069,154	63,030	4,132,184
1	国庫負担金	3,354,644	60,103	3,414,747
1	1 民生費国庫負担金	3,354,644	73	3,354,717
4	4 災害復旧費国庫負担金	0	60,030	60,030
2	国庫補助金	700,787	2,927	703,714
2	2 民生費国庫補助金	205,727	2,927	208,654
15	県支出金	1,800,247	640	1,800,887
2	2 県補助金	437,346	640	437,986
5	5 農林水産業費県補助金	192,381	520	192,901
6	6 商工費県補助金	2,616	120	2,736
17	寄 附 金	5,201	3,240	8,441
1	1 寄 附 金	5,201	3,240	8,441
3	3 教育費寄附金	200	3,240	3,440
18	繰 入 金	347,064	20	347,084
1	1 特別会計繰入金	0	20	20
1	1 特別会計繰入金	0	20	20
19	繰 越 金	1	109,248	109,249
1	1 繰 越 金	1	109,248	109,249
1	1 繰 越 金	1	109,248	109,249
20	諸 収 入	216,811	500	217,311
6	6 雑 入	99,397	500	99,897
4	4 雑 入	99,245	500	99,745
21	市 債	1,104,300	37,900	1,142,200
1	1 市 債	1,104,300	37,900	1,142,200
10	10 災害復旧債	0	34,400	34,400
15	15 議 会 債	0	3,500	3,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
1 社会福祉費 国庫負担金	73	1 生活困窮者自立支援事業国庫負担金		
1 公共土木施設 災害復旧費 国庫負担金	60,030	1 現年公共土木施設災害復旧費国庫負担金		
2 老人福祉費 国庫補助金	2,781	1 老人福祉費国庫補助金		
3 生活保護費 国庫補助金	146	1 生活保護適正実施推進事業費国庫補助金		
1 農業費補助 金	445	1 経営構造対策事業費県補助金 2 機構集積支援事業県補助金	126 319	
3 水産業費補 助金	75	1 水産基盤整備交付金事業県補助金		
1 商工費補助 金	120	1 地方消費者行政活性化事業費県補助金		
1 教育費寄附 金	3,240	1 教育費寄附金		
1 特別会計繰 入金	20	1 特別会計繰入金 前年度精算金		
1 繰越金	109,248	1 繰越金		
8 雑入	500	1 雑入(くらしいきいき課)		
1 災害復旧債	34,400	1 土木災害復旧債		
1 低公害車導 入事業債	3,500	1 低公害車導入事業債		

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

1	議会費	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
1	議会費	204,771	2,363	207,134	3,500	△1,137
1	議会費	204,771	2,363	207,134	3,500	△1,137
	1 議会費	204,771	2,363	207,134	地方債 3,500	△1,137

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 需用費	2,363	1 議場改修費 修繕費 2,363 (2,363)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

2	総務費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		1,779,365	5,688	1,785,053	3,240	2,448
1	総務管理費	1,286,243	5,688	1,291,931	3,240	2,448
	1 一般管理費	677,493	199	677,692		199
	7 企画費	149,772	2,249	152,021		2,249
	9 文化振興費	149,687	3,240	152,927	その他 3,240	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
4 共 済 費	199	1 一般管理費（総務課） 健康労働保険料	199 (199)
1 報 酬	217	1 公共施設等総合管理計画策定事業費 健康労働保険料	1,794 (115)
4 共 済 費	115	賃金	(744)
7 賃 金	744	普通旅費	(260)
9 旅 費	283	その他委託料 公共施設等総合管理計画策定委託料	(675) (675)
11 需 用 費	215	2 空家等対策費 非常勤職員報酬	455 (217)
13 委 託 料	675	費用弁償 消耗品費 食糧費	(23) (209) (6)
11 需 用 費	3,240	1 荒尾総合文化センター施設改修費 修繕費	3,240 (3,240)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

3	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		10,064,930	7,030	10,071,960	3,000	4,030
1	社会福祉費	4,887,532	5,890	4,893,422	2,781	3,109
1	社会福祉総務費	1,897,484	2,289	1,899,773		2,289
2	老人福祉費	302,393	3,156	305,549	国庫補助金 2,781	375
12	婦人保護事業費	1,346	100	1,446		100
17	老人保健費	29	345	374		345

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
11 需用費	2,289	1 総合福祉センター施設改修費 修繕費	289 (289)
		2 ふれあい福祉センター施設改修費 修繕費	2,000 (2,000)
19 負担金、補助及び交付金	2,781	1 地域介護・福祉空間整備推進事業費（介護ロボット等導入支援） 補助金	2,781 (2,781)
23 償還金、利子及び割引料	375	介護ロボット等導入支援特別事業補助金 2 社会福祉法人等低所得者利用者負担軽減事業費 返還金	(2,781) 375 (375)
4 共済費	100	1 婦人相談員設置事業費 健康労働保険料	100 (100)
23 償還金、利子及び割引料	345	1 老人保健事業費 返還金	345 (345)

(款) 3 民生費
 (項) 3 生活保護費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	生活保護費	1,624,754	1,140	1,625,894	219	921
	1 生活保護総務費	81,418	1,140	82,558	国庫補助金 219	921

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 共 済 費	402	1 生活保護総務費（臨時及び非常勤職員雇用）	847
		健康労働保険料	(109)
7 賃 金	738	賃金	(738)
		2 生活保護適正実施推進事業費	195
		健康労働保険料	(195)
		3 生活保護受給者就労支援事業費	98
		健康労働保険料	(98)

(款) 4 衛生費
 (項) 1 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 衛 生 費	2,487,312	107	2,487,419		107
1 保健衛生費	484,007	107	484,114		107
10 保健事業費	45,014	107	45,121		107

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	107	1 健康増進事業費 健康労働保険料 107 (107)

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 農林水産業費	395,533	1,080	396,613	520	560
1 農業費	377,119	1,080	378,199	445	635
1 1 農業委員会費	33,498	917	34,415	県支出金 319	598
3 農業振興費	99,841	163	100,004	県支出金 126	37

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
4 共 済 費	45	1 機構集積支援事業費	917
		健康労働保険料	(45)
7 賃 金	234	賃金	(234)
		返還金	(638)
23 償還金、利 子及び割引 料	638		
8 報 償 費	8,886	1 機構集積協力金交付事業費	0
		報償金	(8,886)
19 負担金、補 助及び交付 金	△8,723	補助金	(△8,886)
		経営転換協力金	(△3,000)
		耕作者集積協力金	(△5,886)
		2 経営構造対策事業費（経営体育成交付金）	163
		補助金	(163)
		経営体育成交付金事業補助金	(163)

(款) 6 農林水産業費
 (項) 3 水産業費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	水産業費	14,906	0	14,906	75	△75
	2 水産業振興費	8,322	0	8,322	県支出金 75	△75

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

7	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		316,841	240	317,081	120	120
1	商工費	316,841	240	317,081	120	120
	8 消費者行政費	4,128	240	4,368	県支出金 120	120

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 共 済 費	240	1 地方消費者行政活性化事業費 健康労働保険料	240 (240)

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋梁費

8	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	2	1,891,379	75,951	1,967,330		75,951
	2	732,598	35,432	768,030		35,432
	2	146,043	△6,344	139,699		△6,344
	3	572,445	41,776	614,221		41,776

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△3,357	1 道路維持費（人件費）	△6,344
		一般職給	(△3,357)
3 職員手当等	△1,844	扶養手当	(△156)
		住居手当	(△162)
4 共 済 費	△1,143	通勤手当	(△12)
		期末勤勉手当	(△1,314)
		児童手当	(△200)
		共済組合負担金	(△1,143)
13 委 託 料	41,776	1 緑ヶ丘地区周辺道路改良事業費 工事施工に伴う委託料	41,776 (41,776)

(款) 8 土木費
(項) 5 都市計画費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	都市計画費	632,694	20,454	653,148		20,454
	2 土地区画整理費	144,314	20,454	164,768		20,454

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
28 繰 出 金	20,454	1 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金 特別会計繰出金 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金	20,454 (20,454) (20,454)

(款) 8 土木費
(項) 6 住宅費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	住宅費	235,173	20,065	255,238		20,065
	1 住宅管理費	233,463	20,065	253,528		20,065

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 需 用 費	20,065	1 住宅施設改修費 修繕費	20,065 (20,065)

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
9	消 防 費	682,734	7,754	690,488	500	7,254
	1 消 防 費	682,734	7,754	690,488	500	7,254
	2 非常備消防費	75,664	1,000	76,664	その他 500	500
	4 水 防 費	428	116	544		116
	5 災害対策費	13,144	6,638	19,782		6,638

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	102	1 消防団員費（人件費）	1,000
		一般職給	(102)
3 職員手当等	898	期末勤勉手当	(898)
3 職員手当等	116	1 水防費（土木課人件費）	116
		時間外手当	(116)
3 職員手当等	264	1 災害対策費	6,374
		その他委託料	(6,374)
13 委 託 料	6,374	避難場所誘導看板設置委託料	(6,374)
		2 災害対策費（人件費）	264
		時間外手当	(264)

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

10	教育費	3	中学校費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
				902,319	12,130	914,449		12,130
				93,909	4,800	98,709		4,800
		1	中学校管理費	43,452	4,800	48,252		4,800

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	4,800	1 中学校施設改修費 工事請負費	4,800 (4,800)

(款) 10 教育費
(項) 4 社会教育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	社会教育費	179,229	7,330	186,559		7,330
	2 公民館費	24,370	6,318	30,688		6,318
	9 宮崎兄弟の 生家施設管 理費	14,631	1,012	15,643		1,012

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	6,318	1 中央公民館施設改修費 工事請負費	6,318 (6,318)
4 共 済 費	68	1 宮崎兄弟の生家施設管理費 健康労働保険料	68 (68)
11 需 用 費	944	2 宮崎兄弟の生家施設改修費 修繕費	944 (944)

(款) 11 災害復旧費
 (項) 2 土木施設災害復旧費

11	災害復旧費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		5,200	102,235	107,435	94,430	7,805
2	土木施設災害復旧費	4,200	102,235	106,435	94,430	7,805
1	土木災害復旧費	4,200	102,235	106,435	国庫補助金 60,030 地方債 34,400	7,805

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	3,357	1 現年公共土木災害復旧費	95,891
		修繕費	(2,463)
3 職員手当等	1,844	手数料	(3,428)
		工事請負費	(90,000)
4 共 済 費	1,143	2 土木災害復旧費（人件費）	6,344
		一般職給	(3,357)
11 需 用 費	2,463	扶養手当	(156)
		住居手当	(162)
12 役 務 費	3,428	通勤手当	(12)
		期末勤勉手当	(1,314)
15 工事請負費	90,000	児童手当	(200)
		共済組合負担金	(1,143)

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他の 手当	計				
補正前の額	長 等	2		17,412	4,847		22,259	3,984	26,243	
	議 員	18	83,988		25,354		109,342	33,887	143,229	
	その他	1,638	244,460	7,052	1,425		252,937	12,019	264,956	
	計	1,658	328,448	24,464	31,626		384,538	49,890	434,428	
補正額	長 等									
	議 員									
	その他	10	217				217		217	
	計	10	217				217		217	
計	長 等	2		17,412	4,847		22,259	3,984	26,243	
	議 員	18	83,988		25,354		109,342	33,887	143,229	
	その他	1,648	244,677	7,052	1,425		253,154	12,019	265,173	
	計	1,668	328,665	24,464	31,626		384,755	49,890	434,645	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	326 (7)		1,153,338	714,963	1,868,301	355,137	2,223,438	
補正額	()		102	1,278	1,380		1,380	
計	326 (7)		1,153,440	716,241	1,869,681	355,137	2,224,818	

() 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正前の額	32,459		23,674	15,232	1,983	47,265
	補正額						380
	計	32,459		23,674	15,232	1,983	47,645
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額	1	16,908	426,453	22,230	128,758	714,963
	補正額			898			1,278
	計	1	16,908	427,351	22,230	128,758	716,241

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	7,475,400	7,425,360	(202,100) 504,300	3,500	(202,100) 507,800
(1) 土木	2,133,791	1,949,978	(23,500) 340,400		(23,500) 340,400
(2) 教育	1,587,204	1,526,002	(112,200)		(112,200)
(3) 公営住宅	1,183,677	1,247,258	(57,100) 46,000		(57,100) 46,000
(4) 社会及び労働					
(5) 保健衛生	681,688	669,298			
(6) その他	1,889,040	2,032,824	(9,300) 117,900	3,500	(9,300) 121,400
2. 災害復旧費	7,487	4,338		34,400	34,400
(1) 土木	6,325	3,654		34,400	34,400
(2) 農林水産	613	407			
(3) その他	549	277			
3. 枠外債	4,512	1,650			
4. 減税補填債	272,972	232,525			
5. 臨時税収補填債	62,253	41,931			
6. 臨時財政対策債	7,826,952	8,205,267	600,000		600,000
7. 減収補填債					
8. 交通事業債	10,627	6,455			
合 計	15,660,203	15,917,526	(202,100) 1,104,300	37,900	(202,100) 1,142,200

(注) ()書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(202,100)		(202,100)
953,392		953,392	6,976,268	3,500	6,979,768
			(23,500)		(23,500)
261,062		261,062	2,029,316		2,029,316
			(112,200)		(112,200)
132,408		132,408	1,393,594		1,393,594
			(57,100)		(57,100)
109,730		109,730	1,183,528		1,183,528
24,930		24,930	644,368		644,368
			(9,300)		(9,300)
425,262		425,262	1,725,462	3,500	1,728,962
2,858		2,858	1,480	34,400	35,880
2,426		2,426	1,228	34,400	35,628
155		155	252		252
277		277			
1,650		1,650			
41,016		41,016	191,509		191,509
20,748		20,748	21,183		21,183
459,653		459,653	8,345,614		8,345,614
4,277		4,277	2,178		2,178
			(202,100)		(202,100)
1,483,594		1,483,594	15,538,232	37,900	15,576,132

平成28年度荒尾市国民健康保険特別会計
補正予算（第3号）

平成28年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,857千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,444,085千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月5日提出

荒尾市長 山下慶一郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 療養給付費交付金		197,965	48,972	246,937
	1 療養給付費交付金	197,965	48,972	246,937
11 諸 収 入		105,913	△19,115	86,798
	4 雑 入	104,813	△19,115	85,698
歳 入 合 計		9,414,228	29,857	9,444,085

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 諸支出金		2,341	48,449	50,790
	1 償還金及び還付加算金	2,341	48,449	50,790
13 前年度繰上充用金		82,400	△18,592	63,808
	1 前年度繰上充用金	82,400	△18,592	63,808
歳 出	合 計	9,414,228	29,857	9,444,085

2 歳 入

(款) 4 療養給付費交付金
(項) 1 療養給付費交付金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	療養給付費交付金	197,965	48,972	246,937
1	療養給付費交付金	197,965	48,972	246,937
1	療養給付費交付金	197,965	48,972	246,937
11	諸 収 入	105,913	△19,115	86,798
4	雑 入	104,813	△19,115	85,698
5	雑 入	96,713	△19,115	77,598

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 過年度分	48,972	1 退職者医療費交付金 (過年度)
1 雑入	△19,115	1 雑入

3 歳 出

(款) 11 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

11	諸支出金	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,341	48,449	50,790		48,449
1	償還金及び 還付加算金	2,341	48,449	50,790		48,449
3	償 還 金	1	48,449	48,450		48,449

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
23 償還金、利 子及び割引 料	48,449	1 償還金 返還金 48,449 (48,449)

(款) 13 前年度繰上充用金
 (項) 1 前年度繰上充用金

13	前年度繰上 充用金	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		82,400	△18,592	63,808		△18,592
1	前年度繰上 充用金	82,400	△18,592	63,808		△18,592
1	前年度繰上 充用金	82,400	△18,592	63,808		△18,592

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
22 補償、補填 及び賠償金	△18,592	1 前年度繰上充用金 前年度繰上充用金	△18,592 (△18,592)

平成 2 8 年度荒尾市介護保険特別会計補正
予算（第 2 号）

平成 2 8 年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4 3 , 2 1 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 , 3 3 1 , 8 7 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

荒尾市長 山下慶一郎

第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰越金		146	143,213	143,359
	1 繰越金	146	143,213	143,359
歳 入	合 計	6,159,317	143,213	6,302,530

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 諸支出金		1,901	143,213	145,114
	1 償還金及び還付加算金	1,901	143,213	145,114
歳 出	合 計	6,159,317	143,213	6,302,530

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
8 諸支出金	1,901	143,213	145,114
歳 出 合 計	6,159,317	143,213	6,302,530

2 歳 入

(款) 10 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
10	繰越金	146	143,213	143,359
1	繰越金	146	143,213	143,359
1	繰越金	146	143,213	143,359

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	143,213	1 繰越金

3 歳 出

(款) 8 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8 諸支出金	1,901	143,213	145,114		143,213
1 償還金及び 還付加算金	1,901	143,213	145,114		143,213
2 償 還 金	1	143,213	143,214		143,213

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
23 償還金、利 子及び割引 料	143,213	1 県負担金（介護給付費負担金）返還金 返還金	27,754 (27,754)
		2 国負担金（介護給付費負担金）返還金 返還金	58,254 (58,254)
		3 支払基金交付金（介護給付費負担金）返還金 返還金	51,966 (51,966)
		4 県負担金（地域支援事業費負担金）返還金 返還金	841 (841)
		5 国負担金（地域支援事業費負担金）返還金 返還金	1,682 (1,682)
		6 支払基金交付金（地域支援事業費負担金）返還金 返還金	2,637 (2,637)
		7 国負担金（低所得者保険料軽減負担金）返還金 返還金	39 (39)
		8 県負担金（低所得者保険料軽減負担金）返還金 返還金	20 (20)
		9 一般会計繰入金（低所得者保険料軽減負担金）返還金 返還金	20 (20)

平成 2 8 年度荒尾市後期高齢者医療特別
会計補正予算（第 2 号）

平成 2 8 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 , 2 1 7 千
円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 4 6 ,
1 4 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補
正」による。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

荒尾市長 山下慶一郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金		1	11,217	11,218
	1 繰越金	1	11,217	11,218
歳 入	合 計	734,924	11,217	746,141

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		672,794	11,217	684,011
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	672,794	11,217	684,011
歳 出	合 計	734,924	11,217	746,141

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	672,794	11,217	684,011
歳出合計	734,924	11,217	746,141

2 歳 入

(款) 5 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
5	繰越金	1	11,217	11,218
1	繰越金	1	11,217	11,218
1	繰越金	1	11,217	11,218

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	11,217	1 繰越金

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金
 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 後期高齢者 医療広域連 合納付金	672,794	11,217	684,011	11,217	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	672,794	11,217	684,011	11,217	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	672,794	11,217	684,011	その他 11,217	

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	11,217	1 後期高齢者医療広域連合納付金 各種負担金 後期高齢者医療広域連合納付金	11,217 (11,217) (11,217)

平成 28 年度荒尾市南新地土地区画整理
事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 28 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算
（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,454 千
円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 150,
374 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補
正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規
定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及
び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

平成 28 年 9 月 5 日提出

荒尾市長 山下慶一郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		74,920	20,454	95,374
	1 他会計繰入金	74,920	20,454	95,374
歳入	合計	129,920	20,454	150,374

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事 業 費		110,848	20,454	131,302
	1 南新地事業費	110,848	20,454	131,302
歳 出	合 計	129,920	20,454	150,374

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
南新地土地地区画整理事業事業推進支援等業務委託料	平成29年度 ～ 平成34年度	317,140

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 事業費	110,848	20,454	131,302
歳出合計	129,920	20,454	150,374

2 歳 入

(款) 5 繰入金
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
5	繰入金	74,920	20,454	95,374
1	他会計繰入金	74,920	20,454	95,374
1	一般会計繰入金	74,920	20,454	95,374

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	20,454	1 一般会計繰入金

3 歳 出

(款) 2 事業費
(項) 1 南新地事業費

2	事業費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		110,848	20,454	131,302		20,454
1	南新地事業費	110,848	20,454	131,302		20,454
	1 南新地事業費	110,848	20,454	131,302		20,454

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	20,454	1 土地区画整理事業事務費 事業運営委託料	20,454 (20,454)

平成28年度荒尾市下水道事業会計補正
予算（第2号）

（総則）

第1条 平成28年度荒尾市下水道事業会計補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成28年度荒尾市下水道事業会計予算第5条に定めた
債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事項	期間	限度額
荒尾市大島浄化センター用水設備等 改築更新工事	平成29年度	165,000千円

平成28年9月5日提出

荒尾市長 山下慶一郎

有明広域行政事務組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、有明広域行政事務組合規約（平成 6 年 3 月 24 日熊本県指令地第 88 号）の一部を次のとおり変更する。

平成 28 年 9 月 5 日提出

荒尾市長 山下慶一郎

有明広域行政事務組合規約の一部を変更する規約

別紙添付

提案理由

一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

有明広域行政事務組合規約の一部を変更
する規約

有明広域行政事務組合規約（平成6年3月24日熊本県指令地第88号）の一部を次のように変更する。

第4条中「玉名2157番地32」を「岱明町野口2129番地」に改める。

附 則

この規約は、平成29年1月1日から施行する。